

野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月24日

野田市長 鈴木 有

野田市条例第6号

野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

野田市国民健康保険条例（昭和43年野田市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項本文中「40万8,000円」を「488,000円」に改め、同項ただし書中「40万8,000円」を「488,000円」に、「3万円」を「30,000円」に改める。

第7条第1項中「5万円」を「50,000円」に改める。

第28条中「200,000円」を「220,000円」に改める。

第37条第1項第1号中「55万円」を「550,000円」に、「60万円」を「600,000円」に、「110万円」を「1,100,000円」に、「10万円」を「100,000円」に改め、同項第2号中「10万円」を「100,000円」に、「285,000円」を「290,000円」に改め、同項第3号中「10万円」を「100,000円」に、「520,000円」を「535,000円」に改め、同条第2項中「200,000円」を「220,000円」に改める。

第45条第2項中「雇用保険受給資格者証」の次に「又は同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知」を加える。

第48条及び第49条中「10万円」を「100,000円」に改める。

附則第3項中「110万円」を「1,100,000円」に、「125万円」を「1,250,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る野田市国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の野田市国民健康保険条例第28条及び第37条の

規定は、令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。